

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



目次

条 例

- 福島県森林環境税条例の一部を改正する条例
- 福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
- 県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県旅費条例の一部を改正する条例
- 福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県水源地域保全条例
- 福島県栄養土法施行条例の一部を改正する条例
- 福島県収入証紙で納付しなければならないこととされている手数料等に係る納付方法の整理に関する条例
- 福島県農業・農村振興条例の一部を改正する条例
- 警察官等の被服及び装備品に関する条例の一部を改正する条例

条 例

福島県森林環境税条例の一部を改正する条例、福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例、県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、福島県旅費条例の一部を改正する条例、福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、福島県水源地域保全条例、福島県栄養土法施行条例の一部を改正する条例、福島県収入証紙で納付しなければならないこととされている手数料等に係る納付方法の整理に関する条例、福島県農業・農村振興条例の一部を改正する条例及び警察官等の被服及び装備品に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十四日

福島県条例第六十五号

福島県森林環境税条例の一部を改正する条例

福島県知事 内堀雅雄

九 九 七 七 五 五 二 一 一 一

福島県森林環境税条例（平成十七年福島県条例第三号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

ふくしま森林づくり県民税条例

- 第一条中「森林環境税」を「ふくしま森林づくり県民税」に改める。
- 第二条中「令和七年度」を「令和十二年度」に改める。
- 第三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「福島県森林環境税条例」を「ふくしま森林づくり県民税条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 福島県森林環境基金条例の一部改正
- （福島県森林環境基金条例の一部改正）
- 2 福島県森林環境基金条例（平成十八年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。
- 第二条中「福島県森林環境税条例」を「ふくしま森林づくり県民税条例」に改める。

（税 務 課）

福島県条例第六十六号

福島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

福島県産業廃棄物税条例（平成十七年福島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 15 知事は、令和十二年度末を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（税 務 課）

福島県条例第六十七号

県議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

県議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和二十二年福島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

- 3 前項の規定により支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費、死亡手当及び招集日額とする。

第二条中「招集」の下に「等」を加える。

第六条中「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改め、「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

区 分		議 員 報 酬 月 額	旅 費 額
議 員	八三〇、〇〇〇円		議 長 及 び 副 議 長 に あ つ て は 知 事 等 の う ち 知 事 及 び 副 知 事 に あ つ て は 知 事 等 の う ち 知 事 及 び 副 知 事 以 外 の 者 に 支 給 す べ き 旅 費 に 相 当 す る 額
副 議 長	九〇〇、〇〇〇円		
議 長	一、〇一〇、〇〇〇円		

別表第二（第二関係）

加算額	招 集 日 額	区 分	旅 費 額
交通費	会議又は委員会に出席した日（以下「参会した日」という。）一日につき 三、三〇〇円		
宿泊費等	議長、副議長又は議員が予め議会の議長に届け出た住所地と議事堂の所在地との間を合理的と認められる通常の経路及び方法による往復の旅行をするものとした場合における議会の議長が合理的と認めるものにより算出した額		

備考

- 1 参会した日には、次に掲げる日を含む。
 - ア 会期中において会議又は委員会が開催されない日（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第七号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）に議会の調査のために登庁した日
 - イ 閉会中において招集された委員会に出席する日
- 2 住所地在福島市の区域内にない議長、副議長又は議員が参会した日に福島市の区域内に宿泊した場合には、必要に応じて交通費を減額するものとする。
- 3 公用の自動車を利用して旅行する場合には、その利用する区間に係る交通費

は、支給しない。
4 閉会中における委員会の招集に係る加算額は、別表第二加算額の項の規定にかかわらず、別表第一に定める旅費に相当する額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の県議会の議員の議員報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（人 事 課）

福島県条例第六十八号

福島県旅費条例の一部を改正する条例

福島県旅費条例（昭和二十八年福島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第三号中「本州」を「本邦（本州）」に、「及び九州並びに」を「九州及び」に、「（以下「本邦」という。）を」を「（以下「本邦」という。）を」に改め、同項第四号中「本邦」との下に「外国（二）を加え、」場所（以下「外国」という。）を「領域（公海を含む。）を」に改め、同項第五号中「職員について」を「場合又は旅行命令権者が認める場合に」に、「又は居所」を「居所その他旅行命令権者が認める場所」に改め、同項第七号中「根拠地」を「根拠」に改め、同項第八号中「扶養親族」を「家族」に、「主として職員の収入によつて生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の一号を加える。

十 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行者等が県に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第七項において同じ。）を締結したものをいう。

第二条第二項を削る。

第三条第五項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）及び「その出発前に」を削り、「を変更」を「の変更」に、「され」を「を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なつた」を「なる金額又は支出を要する」に改め、同条第六項中「（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が旅行中交通機関の事故又は」を「が、旅行中」に改め、同条に次の一項を加える。

7 第一項及び第三項から第五項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第四条第三項中「等を変更」を「等の変更を」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、同条第四項中「これを変更」を「その変更を」に、「提示」を「通知」に改める。

第五条第一項中「変更された」を「変更を受けた」に改める。
第六条を次のように改める。

(旅費の種目)

第六条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後手当、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

3 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

4 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とする。

5 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とする。

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とする。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とする。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とする。

9 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第二十四条第一項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とする。

10 着後手当は、赴任に伴う転居に必要な滞在及び住所又は居所の移転に要する費用とする。

11 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とする。

12 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とする。

13 死亡手当は、職員が外国における死亡（第三条第一項第六号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする。

第七条中「旅費は」の下に、「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条、第十五条から第十八条まで及び第二十条から第二十四条までに定める種目及び内容に基づき」を加え、「の旅費により」を「によつて」に、「但し」を「ただし」に、「によつて旅行」を「より旅行」に、「で旅行命令権者がこれを認めたときは」を「には」に改める。

第八条から第十二条までを次のように改める。

第八条から第十二条まで 削除

第十三条中「鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行」を「移動」に、「車賃」を「その他の交通費」に、「扶養親族移転料」を「家族移転費」に改める。

第十五条から第二十一条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第十五条 鉄道賃の額は、次に掲げる費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 急行料金

三 寝台料金

四 座席指定料金

五 特別車両料金（知事等に限る。）

2 前項第一号に掲げる費用に付随する費用
六 前各号に掲げる費用に付随する費用
七 前各号に掲げる費用の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は最下級（知事等が移動するときは、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第十六条 船賃の額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 寝台料金

三 座席指定料金

四 特別船室料金（知事等に限る。）

2 前項第一号に掲げる費用に付随する費用
五 前各号に掲げる費用の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は最下級（知事等が移動するときは、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第十七条 航空賃の額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 運賃

二 座席指定料金

三 前二号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合は最下級（知事及び副知事が移動するときは、最上級）の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第十八条 その他の交通費の額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前三号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第三号に規定するその他の移動に直接要する費用のうち、規則で定める自動車を使用して旅行する場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、一キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。

3 前項の路程は、全路程を通算して計算する。この場合において、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、第十三条の規定により区分して計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

第十九条 削除

（宿泊費）

第二十條 宿泊費の額は、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号。以下「施行令」という。）第九条本文の規定により国家公務員等に支給される宿泊費の額を基準として規則で定める額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第二十一條 包括宿泊費の額は、移動に係る第十五条から第十八条までの規定による交通費の額及び宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

第二十一條の次に次の一条を加える。

（宿泊手当）

第二十一條の二 宿泊手当の額は、施行令第十一条の規定により国家公務員等に支給される宿泊手当の額を基準として規則で定める一夜当たりの定額とする。

第二十二條から第二十六條までを次のように改める。

（転居費）

第二十二條 転居費の額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後手当）

第二十三條 着後手当の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

二 赴任に伴う住所又は居所の移転に際し自ら居住するための住宅（貸間を含み、公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受ける場合にあっては、当該借り受ける住宅に係る家賃の月額等を勘案して規則で定める額

（家族移転費）

第二十四條 家族移転費の額は、次に掲げる額とする。

一 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後手当（第二十三条第一号に係る部分に限る。）の合計額に相当する額

二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。

第二十五条 削除

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第二十六條 同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、公舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合（旅行命令権者がこれに準ずる場合として知事の承認を得て定める場合を含む。）を除くほか、転居費、着後手当及び家族移転費は支給しない。

第二十六條の二を削る。

第二十七條から第二十九條までを次のように改める。

（旅費の支給額の上限）

第二十七條 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、第十八条第二項に規定する費用を除く。）に係る旅費の支給額は、第十五条第一項各号、第十六条第一項各号、第十七条第一項各号及び第十八条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条（第十八条第二項及び第三項を除く。）及び第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後手当（宿泊費に相当する部分に限る。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第二十条、第二十一条、第二十二条、第二十三条及び第二十四条第一項並びに第七条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（退職者等の旅費）

第二十八條 第三条第一項第二号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項に規定する期間

を延長することができる。

(遺族の旅費)

第二十九条 第三条第一項第三号又は第四号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

第三十一条第一項中「こえた」を「超えた」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(旅費の返納)

第三十二条の二 旅費又は旅費に相当する金額の支出又は支払をする者(以下「支出権者」という。)は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

附則第二項、別表第一、別表第二及び別表第三を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福島県旅費条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第二条第二号に規定する旅行命令権者が新条例第三条第五項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第四項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の福島県旅費条例(以下「旧条例」という。)第二条第一項第二号に規定する旅行命令権者が旧条例第三条第五項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第三条第四項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第二条第一項第二号に規定する旅行命令権者が旧条例第三条第五項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第二号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日以前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第三条第一項第二号から第六号までの規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第三条第五項及び第六項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第三項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、

旧条例第三条第一項、第三項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第三十二条の二の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

6 旧条例第二十五条の規定により船員である職員が調査船、調査指導船又は練習船(以下「調査船等」という。)に乗り組み航海した場合又は船員以外の職員が漁業に関する調査、試験、観測、取締り若しくは監視の作業若しくは水産教育の実習指導又は遭難船救助の作業のため調査船等に乗り組み航海した場合に支給する旅費の支給については、当分の間、なお従前の例による。

(規則への委任)

7 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(人 事 課)

福島県条例第六十九号

福島県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

福島県住民基本台帳法施行条例(平成十四年福島県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

別表四の項中「社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)による同法附則第四条第一項の交付又は」を削る。

別表六の項を削り、同表七の項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同表六の項とし、同表八の項を削り、同表九の項を七の項とし、十の項を八の項とし、十一の項を九の項とし、十二の項を削り、十三の項を十の項とし、十四の項から十七の項までを三項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市町村行政課)

福島県条例第七十号

福島県水源地域保全条例

(目的)

第一条 この条例は、水の供給源としての水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域における適正な土地利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水源を涵養する本県の豊かな森林及び水環境を保全し、もって健全な水循環の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「水源地域」とは、第七条第一項の規定により知事が指定した区域をいう。

2 この条例において「水循環」とは、水循環基本法(平成二十六年法律第十六号。以

下「法」という。）第二条第一項に規定する水循環をいう。

3 この条例において「健全な水循環」とは、法第二条第二項に規定する健全な水循環をいう。

4 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

（県の責務）

第三条 県は、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第五条 土地所有者等は、水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、水源地域内の土地の利用に当たっては、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携協力）

第六条 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

（水源地域の指定）

第七条 知事は、森林の存する区域及び公共の用に供する水源に係る取水地点並びにこれらの周辺の区域その他の水源の保全のために特に適正な土地利用を図る必要があると認める区域を、水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、水源地域を指定しようとする旨その他規則で定める事項を公告するとともに、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公告があったときは、当該区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

6 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

7 第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（土地の所有権等の移転等の届出）

第八条 土地所有者等は、水源地域内の土地の所有権等を移転又は設定する契約（以下

「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の六週間前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

三 土地売買等の契約に係る土地の権利の種類及び内容

四 土地売買等の契約を締結しようとする年月日

五 土地売買等の契約による土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 土地売買等の契約に係る土地の面積が〇・五ヘクタール未満である場合

二 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合

三 非常災害のために必要な応急措置として土地売買等の契約を締結しようとする場合

四 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合

3 前条第一項の規定による水源地域の指定及び同条第七項に規定する当該区域の変更の日から起算して六週間を経過する日までの間に当該指定及び区域の変更に係る水源地域（当該区域の変更にあつては、当該区域の変更により新たに水源地域となった区域）内の土地については、同項中「当該土地売買等の契約を締結しようとする日の六週間前までに」とあるのは、「前条第一項の規定による指定後速やかに」とする。

4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

5 知事は、第一項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十一条第一項第一号において同じ。）又は第四項の規定による届出を受けたときは、その内容を関係市町村長に通知するものとする。

（報告の徴収及び立入調査等）

第九条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員その他知事が指定する者に、水源地域内の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査及び質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言）

第十条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言を行うことができる。

2 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の規定による助言を行うに当たり、水源地域内の土地の利用の方法その他の事項に関し、関係市町村長に意見を求めることができる。

3 第一項の規定による助言を受けた土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転等を受けようとする者に当該助言の内容を伝達しなければならない。

(勧告及び命令)

第十一条 知事は、土地所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

一 第八条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

三 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第十二条 知事は、前条第二項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第十三条 市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(罰則)

第十四条 第十一条第二項の規定による命令に違反した者は、第十二条第一項の規定による公表を経て、五万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の過料を科する。

(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十五条までの規定は、令和八年二月一日から施行する。

2 第八条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して六週間を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。
(復興・総合計画課土地水対策室)

福島県条例第七十一号

福島県栄養土法施行条例の一部を改正する条例

福島県栄養土法施行条例（平成十二年福島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とする。

附 則

この条例は、令和七年十一月一日から施行する。

(健康づくり推進課)

福島県条例第七十二号

福島県収入証紙で納付しなければならないこととされている手数料等に係る納付方法の整理に関する条例

第一条 福島県家畜保健衛生所使用料及び手数料条例（昭和二十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第二条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第二十三条第五項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年福島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条本文中「手数料は」の下に、「第二十一条第二項の規定により指定試験機関に納付する手数料を除き」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第二十三条に次の一項を加える。

2 第二十一条第二項の規定により指定試験機関に納付する手数料にあつては、当該指定試験機関が定めるところにより納付しなければならない。

第四条 福島県自動車保管場所証明申請手数料条例（平成三年福島県条例第四十号）の

一部を次のように改正する。

第三条本文中「手数料は」の下に、「自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四十五号。以下この条において「法」という。）第四条第一項ただし書の規定による自動車保管場所の証明の申請を行う場合を除き」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三

一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第三条に次の一項を加える。

2 法第四条第一項ただし書の規定による自動車保管場所の証明の申請を行う場合において、当該申請により得られた納付情報により当該手数料を納付しなければならぬ。

第五条 福島県ハイテクプラザ条例（平成四年福島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第六条 福島県古物営業許可申請等手数料条例（平成七年福島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第七条 福島県火薬類取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第八条 福島県高圧ガス保安法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第九条 福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第十条 福島県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第二条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第十一条 福島県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律関係手数料条例（平成十二年福島県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第十二条 福島県みつばち転飼条例（平成十二年福島県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第十三条 福島県家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年福島県条例第一百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第四条中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第十四条 福島県宅地建物取引業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第十五条 福島県積立式宅地建物販売業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第十六条 福島県不動産特定共同事業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第十七条 福島県質屋営業許可申請等手数料条例（平成十二年福島県条例第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第三一項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第十八条 福島県警備業法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第百五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第十九条 福島県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第二十条 福島県道路交通法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二本文「手数料は」の下に、「第十四条第二項の規定により指定講習機関に納付する手数料を除き」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第二十二條に次の一項を加える。

2 第十四条第二項の規定により指定講習機関に納付する手数料にあつては、当該指定講習機関が定めるところにより納付しなければならない。

第二十一条 福島県フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十三年福島県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第二十二条 福島県使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例（平成十六年福島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

第二十三条 福島県証明事務手数料条例（平成二十三年福島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次のただし書を加える。

ただし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の第三項に規定する指定納付受託者に納付を委託する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（出納総務課）

福島県条例第七十三号

福島県農業・農村振興条例の一部を改正する条例

福島県農業・農村振興条例（平成十三年福島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十九条」に、「第十九条―第二十二條」を「第二十条―第二十三條」に改める。

前文中「近年、」の下に「気候変動などの地球規模の環境問題の発生や」を加え、「耕作放棄地」を「遊休農地」に改め、「さらには新たな環境問題の発生」を削り、「安全かつ良質な食料の供給」を「食料安全保障の確保」に改める。

第二条第一項中「第三条」を「第四条」に改め、同条第三項中「振興は、」の下に「食料安全保障の確保に向け」を加える。

第七条第一号中「並びに」の下に「多様な農業者等も参画しながら」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 県民一人一人が県産農産物を手で、一食一食を大切に健康で豊かな食生活を送ることができるよう、食料安全保障の確保に向け、県産農産物の安定生産に努めること。

第九条中「利用促進」の下に「家畜の伝染性疫病及び植物に有害な動植物の発生の予防及びまん延の防止」を加える。

第十条中「農地の流動化及び集団化」を「地域の話し合いによる農地の集積及び集約化」に改め、「確保」の下に「情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産方式の導入促進」を加える。

第十三条第一項中「向上」の下に「及び創出」を、「及び」の下に「国内外での」を、「促進」の下に「知的財産の保護及び活用」を加え、同条第二項中「検査体制の更なる強化促進」を「安全性を確保するための検査」に改める。

第十四条中「利用集積」を「集積及び集約化」に改める。

第二十二条を第二十三条とし、第十九条から第二十一条までを一条ずつ繰り下げる。

第二章第二節中第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（鳥獣害の対策）

第十七条 県は、鳥獣による農作物等の被害を防止するため、鳥獣の農地への侵入の防止その他必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（政務調査課）

福島県条例第七十四号

警察官等の被服及び装備品に関する条例の一部を改正する条例

警察官等の被服及び装備品に関する条例（昭和二十九年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「又は夏服スカート」を削り、「長そで及び半そで」を「長袖及び半

袖」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

(施設整備課)